湯西川ダムモニタリング委員会　公開要領

第１条　目的

本要領は、湯西川ダムモニタリング委員会（以下、「モニタリング委員会」という。）設置・運営要領（案）第４条第４項に基づき、公開に関する必要な事項を定めるものである。

第２条　モニタリング委員会開催の周知

１　モニタリング委員会の開催が決まった場合は、速やかに鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページ（以下、「ＨＰ」という。）により一般に周知する。なお、周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

２　周知内容は、モニタリング委員会の名称、開催日時、場所、議事項目、傍聴の可否、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

第３条　モニタリング委員会の傍聴

モニタリング委員会の一般傍聴は可とし、傍聴に関する必要な事項に関しては、別途モニタリング委員会傍聴要領に定める。

第４条　資料の配付

モニタリング委員会で配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、傍聴人にも配布する。

第５条　資料等の公開

１　モニタリング委員会で配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ＨＰにて公表する。

２　モニタリング委員会終了後、速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後、ＨＰにて公表する。

第６条　雑則

この要領の変更や必要な事項は、モニタリング委員会において定める。

第７条　付則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。